現場代理人の常駐義務の緩和措置について

災害復旧対応の場合などにおける、災害関連工事の着実な執行や早期復旧を図ることを目的として、臼杵市公共工事請負契約約款（以下「約款」という。）第１０条に規定する現場代理人の常駐義務を緩和するため、同条第３項の規定に基づいて以下のとおり取り扱う。

１　対象工事及び兼任を認める要件について

臼杵市が発注する工事で、以下の要件を満たす２件の元請工事

（１）現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者（監督員）と常に連絡が取れる体制が確保されていること。

（２）２件の工事現場が臼杵市内であること。

（３）２件の工事の請負代金額の合計が４，５００万円未満（建築一式工事のみの場合は９，０００万円未満）であること。

２　兼任の届出に必要な手続き等について

現場代理人を兼任しようとする場合は、以下の手続きを行うこと。

（１）発注者が認めた場合という要件があるため、各工事の監督員に対し、連絡体制等にかかる書面（様式は問わない。）にて事前報告し、「現場代理人兼任届」（別記様式１）（以下「兼任届」という。）に確認印をもらうこと。

（２）兼任届に所定の事項を記入し、兼任する工事の「現場代理人等通知書」写し等の添付書類と同時に、契約事務の担当課（以下「契約担当課」という。）へ提出すること。

（３）契約担当課にて受付印が押印された兼任届の写しを受領・保管すること。

※兼任を認めがたいケースもあるため、十分に事前協議・確認をすること。

３　兼任の解除について

兼任の解除については、２件の工事のうち先に完成した工事の竣工日をもって解除とする。ただし、建設工事請負契約書（変更契約含む）における完成予定日以前に竣工し、特に兼任の解除を必要とする場合や、上記１に規定の要件を満たさなくなったものついては、「現場代理人兼任解除届」（別記様式２）を契約担当課へ提出すること。

４　留意事項

（１）受注者は、現場代理人を兼任したことに起因する事故等が発生しないよう、より一層の配慮に努めること。

（２）現場代理人は、兼任する一方の工事現場に従事している時であっても、兼任している他方の工事の現場代理人としての契約上の職務を免じるものではないため、適切に双方の現場を管理すること。

（３）変更契約により２件の工事の請負代金額の合計が４，５００万円以上（建築一式工事のみの場合は９，０００万円以上）となった場合は、現場代理人の兼任はできないため、解除届と同時に新たな現場代理人を選任し、「現場代理人等通知書」を提出すること。

（４）兼任届の記載内容に虚偽があった場合、または現場代理人の兼任によって現場の体制に不備が生じ、不良な工事となった場合は、兼任の取消しや契約解除、工事成績評定等への記録、指名停止措置等の対象となり得ることに留意すること。

５　適用

本取扱いは、兼任する２件の工事のうち１件が令和４年１２月２２日以降に公告等を行うものから適用する。

６　来歴

・令和４年１２月１２日策定
・令和７年　２月　１日改訂

現場代理人の兼任にかかる手続きについて

臼杵市

・災害関連工事の着実な執行や早期復旧を目的として、現場代理人の兼任要件および必要な手続きを定めます。

◆兼任を認める要件◆

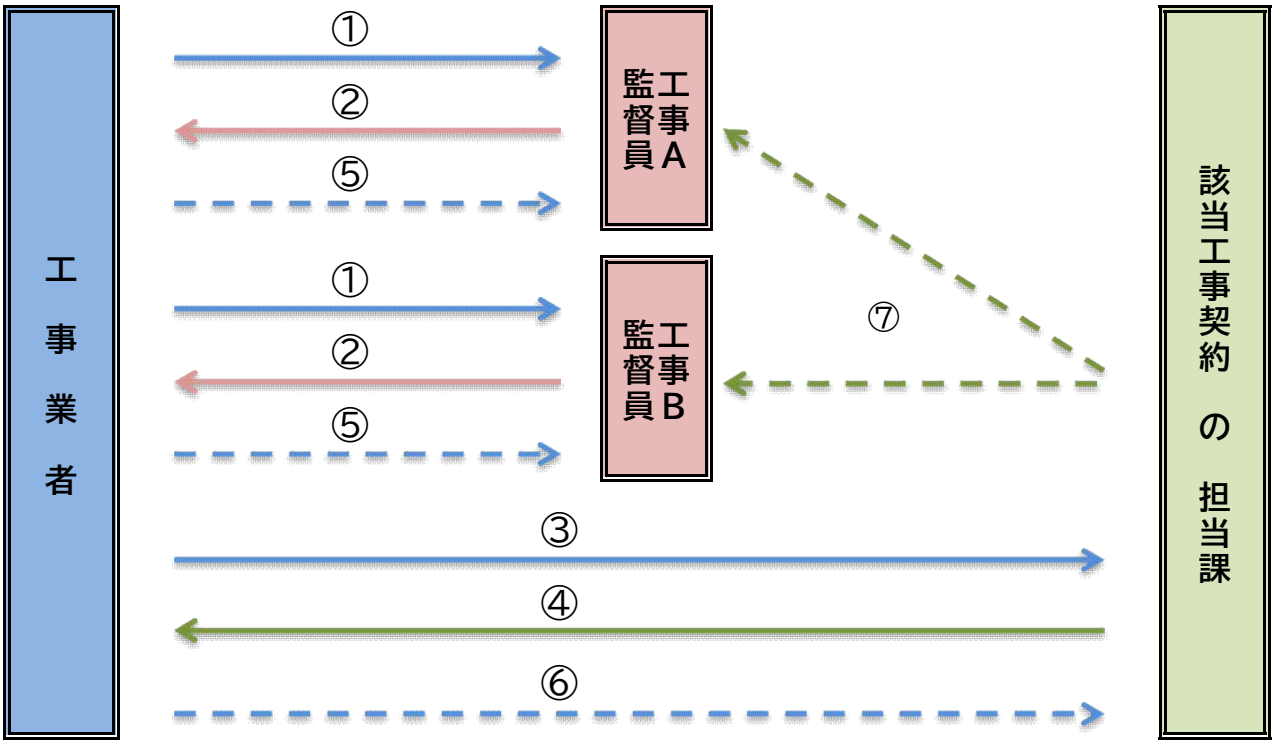
●臼杵市が発注する工事で、以下全ての要件を満たす２件の元請工事

◎ 現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者（監督員）と常に連絡が取れる体制が確保されていること。

◎ ２件の工事現場が臼杵市内であること。

◎ ２件の工事の請負代金額の合計が４，５００万円未満（建築一式工事のみの場合は９，０００万円未満）であること。

※上記要件に該当する場合は、工事担当課に事前相談のうえで次のとおり手続きください。



必須の手続き

① 工事業者は、各工事の監督員に兼任届（別記様式１）を提出し、確認印をもらう

② 監督員は、連絡体制等が確保されていることを確認し、兼任届に記名押印して工事業者に返却

③ 工事業者は、監督員が記名押印した兼任届を、契約事務の担当課に提出
（※兼任の事前相談済となる契約を新たにする場合は、届出は契約書と同時提出で可）

④ 契約事務の担当課は、各工事現場の位置や請負代金額の合計を確認し、要件を満たす場合は兼任届に受付印を押印し、写し（コピー）を工事業者に返却

必要に応じて

⑤ 工事業者は、（業務のために必要とする場合は）監督員に兼任届や添付書類等の写しを提出
（※①の段階で、監督員に資料等を提出して十分説明してあれば省略可）

⑥ 工事業者は、完成日以前に竣工し特に兼任の解除を必要とする場合や、上記要件を満たさなくなった場合は、現場代理人兼任解除届（別記様式２）を契約事務の担当課に提出

⑦ 契約事務の担当課は、提出のあった解除届の写し送付等にて、各監督員へ解除受付を連絡

（別記様式１）　　（元号は和暦記載）

年　　月　　日

現場代理人兼任届

受付印

（発注者）
臼杵市長　　あて

（受注者）
住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名　　㊞

下記の工事について、現場代理人を兼任させたいので届け出ます。
なお、兼任する工事について、安全管理及び工程管理に問題があり、不適切な施工状況であると判断された場合は、兼任の取消し処分となることに異議ありません。

記

（元号は和暦記載）

現場代理人氏名 （生年月日）			年　　月　　日

兼任する工事	**兼任工事1**	**工　事　名**			工　事
		工事場所		**着手状況:**	
		請負代金額		**契約日:**	年　　月　　日
		工　　期	年　　月　　日～		年　　月　　日
		工事主管課		**監督員:**	確認 ㊞
	兼任工事2	**工　事　名**			工　事
		工事場所		**着手状況:**	
		請負代金額		**契約日:**	年　　月　　日
		工　　期	年　　月　　日～		年　　月　　日
		工事主管課		**監督員:**	確認 ㊞

【添付書類】　**□:兼任する工事の「現場代理人等通知書」の写し（着手済み分）**
□:兼任する各工事の位置関係が確認できる図面（※任意様式）
□:兼任する各工事の連絡体制が確認できる書類（※任意様式）

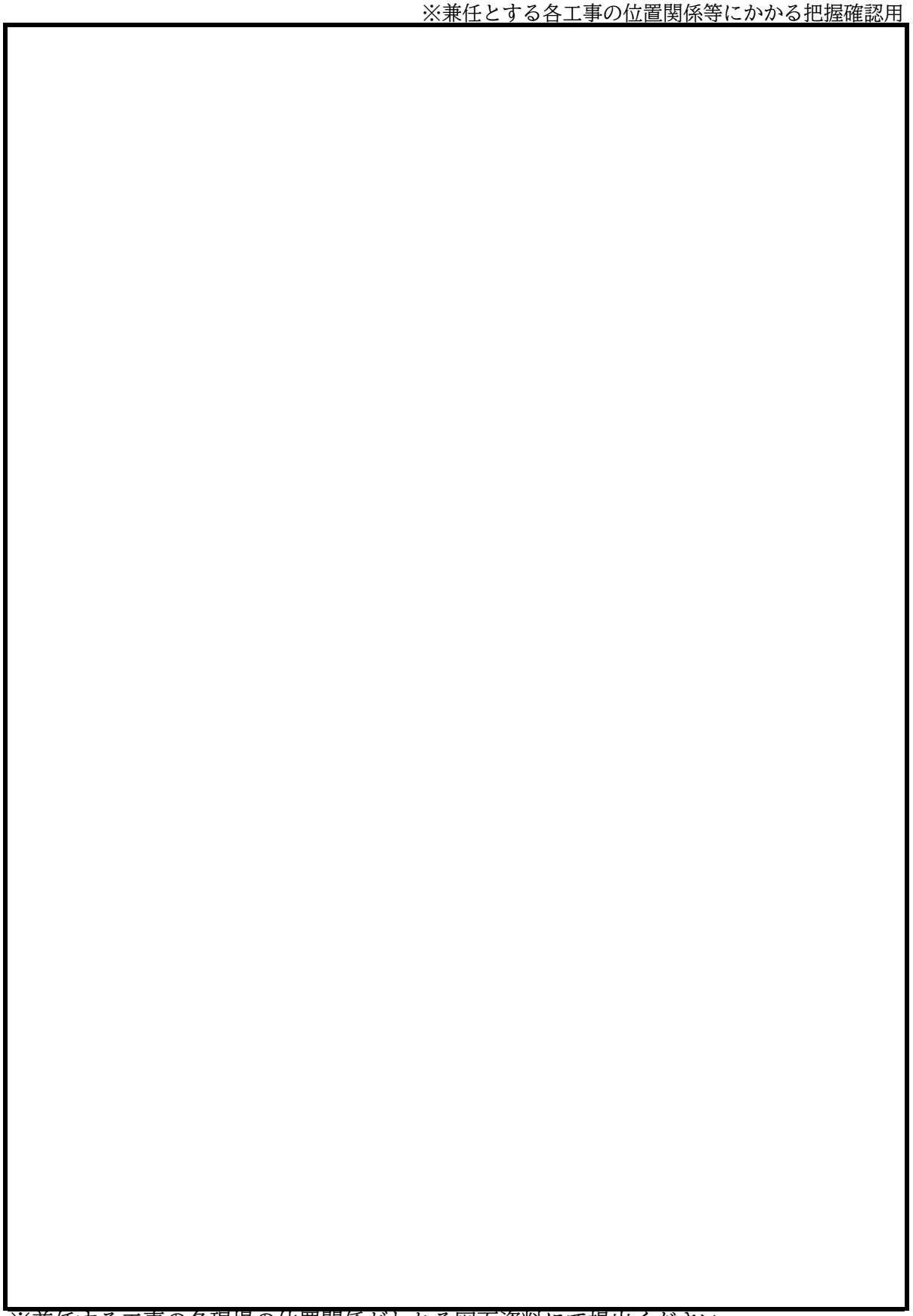
※ この届は、**兼任する各工事監督員等の確認後に、契約事務担当課へ提出**してください。
※「現場代理人等通知書」は（受注者用）に受付印があるものを添付ください。
⇒契約書と同時提出する工事分は添付省略として構いません。（契約担当課で選任通知書の受付後に、兼任届へ添付処理します）
※ 契約書控えと同時に「受付印のある本届出の写し」を受領し、関係書類と一緒に保管してください。
※ 完成日以前に竣工し、特に兼任解除と必要とする場合や、請負代金額の変更等によって要件を満たさなくなった時などは、兼任解除届（別記様式２）を提出してください。
（どちらかの工事の竣工をもって自動的に兼任解除と扱いますが、工期延長の場合は監督員に再確認ください）
※ 各工事の監督員による了承がなければ届出は無効となります。

（参考様式）

位置図

※現場代理人兼任届　添付資料

※兼任とする各工事の位置関係等にかかる把握確認用



※兼任する工事の各現場の位置関係がわかる図面資料にて提出ください。
（例：webマップや住宅地図などに、各現場の位置を書き込んだ資料など）

（参考様式）　　※現場代理人兼任届　添付資料

施工連絡体制（現場代理人を兼任する工事の連絡体制について）

商号又は名称　　（株）〇〇建設
電　　話　　**-****

現場代理人　　△△　△△
連 絡 先　　携帯 ： ***-****-****

下記工事の現場代理人を兼任しますが、不在時の連絡体制を明確にし、監督員と常に連絡が取れるよういたします。

【現場代理人不在時の体制】

工事①　　〇〇〇舗装工事
作業員（代表）　●●　●●
連絡先　　携帯 ： ***-****-****

工事②　　〇〇〇災害復旧工事
作業員（代表）　■■　■■
連絡先　　携帯 ： ***-****-****

※その他、連絡体制構築に関して行っている事があればご記入下さい。

（例）現場の作業員には、現場代理人の連絡先や監督員の指名及び連絡先、
付近の病院、電力会社等の電話番号等を書いたメモを常に携帯させる。

※概ね上記の内容が網羅されていれば様式は問いません。（位置図と一体でも可）

（別記様式２）　　（元号は和暦記載）

年　　月　　日

現場代理人兼任 解除届

受付印

（発注者）
臼杵市長　　あて

（受注者）
住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名　　㊞

下記の工事について、次の理由により現場代理人の兼任を解除するので届け出ます。

理由：

理由例：○○工事が工期前に竣工したため。○○工事が専任を要することとなり、兼任要件を満たさなくなったため。など

記

（元号は和暦記載）

現場代理人氏名 （生年月日）		年　　月　　日

兼任を解除する工事	工　事　名		工　事
	工事場所		工事状況：
	工　　期	年　　月　　日～	年　　月　　日
	工事主管課		監督員：　　㊞ 確認

常駐で継続する工事	工　事　名		工　事
	工事場所		工事状況：
	工　　期	年　　月　　日～	年　　月　　日
	工事主管課		監督員：　　㊞ 確認

【添付書類】　□:本件にかかる「現場代理人兼任届」の写し（受付印があるもの）

※ この届は、**兼任解除する各工事監督員等の確認後に、契約事務担当課へ提出**してください。
※ 工期前に竣工しても、特に兼任解除する必要がなければ届出は不要です。
※ 各工事の監督員による了承がなければ届出は無効となります。